

那覇市設計違算に関する事務取扱要領

令和7年3月18日

まちなみ共創部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託の入札等による契約に係る設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「設計違算」とは、単価、数量、積算の間違い等による設計金額の誤りをいう。

2 この要領において「設計違算が軽微」とは、当初の設計金額と設計違算を訂正した設計金額の差額が、当初設計金額の 5%以下で、かつ、建設工事にあつては 130 万円以下、建設工事に伴う業務委託にあつては 50 万円以下であることをいう。

(対象)

第 3 条 この要領の対象は、設計金額が建設工事で 130 万円を超えるもの及び建設工事に伴う業務委託で 50 万円を超えるものとする。

(設計違算が判明した場合の対応)

第 4 条 設計違算が判明した場合、設計を担当する所属長は、次条から第 8 条までに定めるところにより、入札の続行等の可否について判断を行うものとする。

2 前項の場合において、当該所属長は、設計違算報告書兼入札等手続依頼書により、法制契約課長へ対し、速やかに、同項の規定による判断の結果を報告し、及び入札等にかかる手続の執行を依頼するものとする。

(入札公告後から入札開始前までの対応等)

第 5 条 入札公告又は入札指名通知をした後、入札を開始する前に設計違算があることが判明した場合には、原則として当該入札手続を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合に限り、当該入札手続を続行することができるものとする。

- (1) 入札参加資格要件(格付等)に変更が生じないこと。
- (2) 入札に参加しようとする者に対して、訂正の公告、質疑に対する回答、通知等により訂正内容を周知することができること。
- (3) 適正な見積期間を確保すること。
- (4) 設計違算を訂正することにより設計金額が増額となる場合にあっては、本市の予算が確保されていること。

- (5) 設計違算を訂正することにより設計金額等の変更が生じる場合にあっては、那覇市事務決裁規程(1971 年那覇市訓令第 8 号)に定めるところにより速やかに専決者から設計図書の変更に係る承認を得られること。

(入札を開始した後から落札決定前までの対応)

第 6 条 入札を開始した後から落札決定前までの間に設計違算があることが判明した場合には、原則として当該入札に係る手続を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合に限り、当該入札手続を続行することができるものとする。

- (1) 当該設計違算が軽微であること。
- (2) 開札後にあっては、落札候補者に変更が生じないこと。
- (3) 当該設計違算に係る変更について落札候補者の同意が書面で得られていること。
- (4) 設計違算を訂正することにより設計金額が増額となる場合にあっては、本市の予算が確保されていること。

(落札決定後から契約締結前までの対応)

第 7 条 落札決定をした後から契約締結前までの間に設計違算があることが判明した場合には、原則として当該落札決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合に限り、当該入札手続を続行することができるものとする。

- (1) 当該設計違算が軽微であること。
- (2) 落札者に変更が生じないこと。
- (3) 当該設計違算に係る変更について落札者の同意が書面で得られていること。
- (4) 設計違算を訂正することにより設計金額が増額となる場合にあっては、本市の予算が確保されていること。

(契約締結後の対応)

第 8 条 契約を締結した後に設計違算が判明した場合には、次に掲げる事項を総合的に勘案の上、契約継続の可否を決定するものとする。

- (1) 当該工事又は当該業務委託の進捗状況
- (2) 設計違算の内容
- (3) 相手方の当該設計違算に係る変更に応じる意思の有無
- (4) 契約を解除した場合に本市が支払うべき損害賠償の金額
- (5) 契約の継続又は解除による本市の業務又は市民に与える影響

(入札手続きの対応)

第 9 条 法制契約課長は、第4条第2項の規定による報告及び入札手続依頼を受けた場合は、入札手続の各段階において対応するものとする。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。